

後期高齢者医療制度

納付方法を確認しましょう

75歳以上の人と一定の障がいがあると認定された65歳以上の人が加入する後期高齢者医療制度。保険料の納付方法や保険証の更新などについてお知らせします。

所得割率や均等割額など 県内一斉に変更

県後期高齢者医療広域連合では、保険料を算定する数値を次の通り見直しました。

- 所得割率：7・43%→7・93%
- 均等割額：3万8、700円→4万400円

- 均等割5割軽減算定時の世帯内被保険者基礎額：26万円→26万5、000円
- 均等割2割軽減算定時の世帯内被保険者基礎額：47万円→48万円

保険料の納付方法

納付方法は、年金の受給額や資格の取得時期などにより、「納付書または口座振替による納付」と「年金からの引き落とし」に分かれます(下表)。

納付書または口座振替で納付する人には7月15日(金)に、年金からの引き落としで納付する人には7月22日(金)に保険料額決定通知書を発送します。通知が届いたら、自分がいずれの納付方法に当てはまるのか確認してください。

年金からの引き落としを口座振替に変更

年金からの引き落としで納付している人で、口座振替による納付を希望する人は、7月29日(金)までに保険年金課(市役所1階)で納付方法変更の申し出と金融機関で口座振替の手続きをしてください。

10月の年金から引き落としが停止され、口座振替による納付に変更となります。ただし、これまでの納付状況などから、変更が認められない場合があります。

納付が困難なときは相談を

後期高齢者医療保険料は、高齢

者の医療を支えるため、所得に応じた公平な負担になっています。突然の収入の減少や病気などによって納付が困難になったときは、納付方法について相談してください。

保険証を一斉に更新

保険証を8月1日(月)に更新します。新しい保険証は7月11日(月)に簡易書留で発送されます。配達に10日程度かかる場合があります。

配達時に不在の場合は、「郵便物等ご不在連絡票」が投函され、保険証は郵便局に一時保管されます。不在連絡票に記載されている連絡先へ問い合わせてください。一時保管期間が過ぎた後は保険年金課で保管されますので、本人確認ができるもの、印鑑を持って受け取りにきてください。

現在持っている保険証は、有効期限が過ぎてから、個人情報に注意して廃棄するか、次の場所に設置された保険証回収箱へ返却してください。

平成28年度の保険料の納付方法

対象	納付方法
平成28年2月支給時の年金から引き落としで納付していた人	年金からの引き落としによる納付
平成27年9月までに年齢到達や転入などにより、新たに資格を取得し、年金から引き落とされる要件を満たす人	
年度の途中で、保険料の減額や変更などにより、年金からの引き落としが停止された人	○7～9月は、納付書または口座振替による納付 ○10月からは年金からの引き落としによる納付
平成28年5月までに年齢到達などにより、新たに資格を取得し、年金から引き落とされる要件を満たす人	
納付書または口座振替により納付していた人(年金から引き落とされる要件を満たさない人)	納付書または口座振替による納付
平成28年6月以降に年齢到達などにより新たに資格を取得した人	

*年金から引き落とされる要件は、年金受給額が年間18万円以上で、介護保険料と後期高齢者医療保険料の合計が年金額の2分の1を超えない場合です

窓口での負担割合

医療機関の窓口では、医療費の1割を負担することになっていますが、一定以上の所得がある人は3割負担になります。この負担割合は前年中の所得により毎年8月1日に見直されます。

※くわしくは保険年金課 ☎ 20・1547へ。

市・県民税の課税所得が145万円以上の場合、医療機関の窓口での医療費負担が3割となります。ただし、次のどちらかに当てはまる人は、申請により1割負担になります。対象と見込まれる人には申請書を送付しますので、手続きしてください。

- 同じ世帯の被保険者の年収の合計が520万円(同じ世帯で被保険者が1人の場合は383万円)に満たない人
- 年収383万円以上の被保険者で、同じ世帯の70・74歳の人を含めた年収の合計が520万円に満たない人